

第100回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成27年12月18日(金) 16:00～18:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 1002会議室

3 出席者

座長 秋山 収
江利川 毅
小野 勝久
小早川 光郎
高橋 滋
松尾 邦弘
南 砂

(総務省) 総務大臣政務官 古賀 篤
総務審議官 笹島 誉行
行政評価局長 新井 豊
大臣官房審議官 讃岐 建
行政相談課長 永留 世悟
行政相談業務室長 細川 則明

4 議題

(1) 事案

- ① 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給期間の延長に関する手続き、要件の周知等(新規案件)
- ② 後期高齢者医療等に係る保険料の還付及び還付加算金の取扱いの改善(継続案件)
- ③ 健康保険及び厚生年金保険の保険料納付に係る口座振替の取扱い(継続案件)

(2) 報告

(あっせん)

- ① 高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除
- ② 年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善

③ 年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進

(回 答)

- 国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減

5 議事概要

(1) 事案

- ① 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給期間の延長に関する手続き、要件の周知等

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。なお、事務局から、平成27年12月になってからも、関東管区行政評価局に付議事案と同様の育児休業給付金の支給期間の延長に係る相談が寄せられていることが補足説明された。

(秋山座長)

単純な制度ではあるが、実態として、すごく問題が生じているようである。何かがおかしいと思われる。

委員の方々のご意見をお伺いしたい。

(松尾委員)

沖縄行政評価事務所のあっせんには「保育所への入所申込日と入所希望日に矛盾がある等の場合には、必要に応じ関係機関や申請者に照会を行う等、総合的判断を徹底すること」とある。

この総合的判断とは、具体的にどのような意味か。

(事務局)

公共職業安定所（以下「安定所」という。）では、市区町村が発行する保育所の入所不承諾通知書で育児休業給付金の支給の延長を認めるか否かを判断します。

しかし、保育所の入所手続きは、市区町村によって区々となっており、市区町村から、入所不承諾通知書が発行されない場合もあります。

その場合、市区町村からは、「子の1歳の誕生日に保育が行われていない」旨を明らかにする書類が発行される場合もあります。

このような入所不承諾通知書や「子の1歳の誕生日に保育が行われていない」旨を明らかにする書類で、入所申込日や入所希望日が、1歳の誕生日後になっている場合、育児休業給付金の支給の延長が認められないこととなります。しかし、申請者が、子の1歳の誕生日前に入所の申込み等を行っているとして主張した場合には、書類上の記載だけをもって、杓子定規に判断せず、申請者の主張を証明する書類を提出させたり、あるいは、安定所自らが市区町村に照会する

などして、実際の入所申込日や入所希望日を確認して、支給の延長の認定の判断をすることを指しています。

(松尾委員)

子の1歳の誕生日の直前に保育所への入所申込みを行った場合には、それを証明する書類が発行されない事象があるということだが、その場合、安定所は、申請者の口頭による入所申込日や入所希望日を確認して判断を下すということか。

(事務局)

育児休業給付金の支給の延長の申請には、原則、入所の申込みを行い、入所ができない事実を証明する市区町村発行の書類が必要です。

その書類については、入所不承諾通知書でなくとも、「子の1歳の誕生日に保育が行われていない」旨が記載されている書類で構いません。

例えば、子の1歳の誕生日に保育が行われていない事実だけを証明した書類のみを発行している西東京市のような例もあります。

このように入所申込日や入所希望日が記載されていない書類が育児休業給付金の支給の延長の申請書に添付されたとき、安定所は、申請者や市区町村に対し、入所申込日や入所希望日を確認すれば認定の判断ができるということです。

ただし、相談事例からみると、このような対応については、各安定所間で、あるいは、担当者によって、取扱いに差があるのではないかと考えています。

(松尾委員)

沖縄行政評価事務所の「必要に応じ安定所が関係機関や申請者に照会を行い、提出書類の内容を補完する等、総合的判断を徹底させるよう所要の措置を講ずること」といったあっせんに対し、沖縄労働局では、管内安定所に対し、「必要に応じ関係機関や申請者に照会を行う等、総合的判断を徹底する」旨の指導を行ったとの回答している。

これは、育児休業給付金の支給の延長の趣旨を勘案して、安定所は、柔軟に対応してよいという趣旨か。

つまり、保育所への入所日は月の初日しか認めないとか、入所申込みの締切期限は前月末日あるいは前々月の末日と、保育所の入所手続きについては市区町村によってバラバラである。

一方で、育児休業給付金の支給の延長手続きでは、子の1歳の誕生日後に保育が行われていないことを証明する必要がある。

必ずしも整合性が取れていないようなので、そのような実態を踏まえ、支給の認定に当たって、安定所が柔軟な対応をすることを認めているのか。

沖縄の事例とあっせんの趣旨の関係がよく分からない。

(事務局)

沖縄の事例は、相談者は、12月4日に保育所の入所申込みを行ったところ、市から「子の1歳の誕生日である12月6日からの入所はできず、翌年4月1日からの入所申込みしか受け付けることができない」旨の説明を受け、翌年4月1日を入所希望日とする入所申込みを行いました。

12月18日、相談者は、市に対し、育児休業給付金の支給の延長手続きに必要な書類の発行を申し出たところ、市から、入所申込日が12月18日、入所希望日が翌年の4月1日で、子の1歳の誕生日である12月6日に保育が行われない旨を明らかにする書類が発行されました。

この書類を添付して、育児休業給付金を申請しましたが、入所申込日と入所希望日が子の1歳の誕生日より後であったため、申請が認められなかったものです。

相談者が安定所に対し、子の1歳の誕生日前に口頭で入所申込み等を行った旨を主張し、安定所が市に対し、相談者が子の1歳の誕生日である12月6日に入所希望日とする入所申込みを行っていたことを確認し、支給の延長が認定されました。

(秋山座長)

安定所は、関係機関への聴取結果により、相談者が主張する申込の実態が給付金の延長の支給の要件に合致していることを確認したということか。

(事務局)

そのとおりです。

(小野委員)

育児休業給付金の支給の延長が認められないとされた例や申請を断念した例が全国的にあることを考慮すると、全国的に周知の徹底を図る必要があるのではないかと。

育児休業給付金のパンフレットを見るかぎり、表現方法が区々であるし、非常に分かりにくいものとなっている。育児休業給付金の受給者にとって、より分かりやすいものにすることが望ましいのではないかと。

(秋山座長)

育児休業できるのは、誕生日の前日までか。それとも、誕生月の末日までか。

例えば、3月生まれは、4月から職場復帰するほうが、世の中のルールとして、自然なような気がするが。

(事務局)

育児休業は、原則として、子が1歳に達する日まで（1歳到達日（誕生日の前日））とされています。職場復帰は、子の誕生日からとなります。

(秋山座長)

子の誕生日を基準として、考えていくということは、育児休業給付金の制度上でも不自然がないということによいのか。

(事務局)

そう考えています。

(秋山座長)

保育所では、月単位で入所の管理が行われているということによいか。

(事務局)

今回の相談に関係した 11 市に確認したところ、随時入所ができるのは、1 市のみで、残る 10 市は、月単位や一定の期日での入所の管理が行われている実態がありました。

(秋山座長)

保育所の都合により、月単位での入所の管理が行われている。

一方で、育児休業給付金の支給の延長をするためには、1 歳の誕生日までに入所の申込みをし、誕生日後に保育が行われないことを証明されることが必要ということか。

育児休業給付金の支給の延長の手続きや要件が、保育所の運用の実態と合っていないような気がする。

地方支分部局のあっせん、今回の付議案件、いずれも、子の誕生日を育児休業給付金の延長の節目とすることを容認しているということによいか。

(事務局)

育児休業給付金の制度では、子の 1 歳の誕生日で区切られています。

一方で、市区町村の入所手続きは、区々となっております。都市部では、随時入所ができるところはほとんどないと思われま。

保育所の入所手続きについては、市区町村の判断で行われるべきもので、国が、とやかく言うべきものではないもの考えられます。

したがいまして、行政相談の対応として、当面は、育児休業給付金の支給の延長の手続きや要件を市区町村に知っていただき、市区町村において育児休業給付金の支給の延長の申請が円滑に行われるよう、配慮していただくといった方向が望ましいと考えております。

保育所の入所手続きの在り方を考えるということも必要ではないかということも、ご議論の中で出てくるかもしれませんが、それは別の場でご議論されるのもよいのではないかと考えています。

(松尾委員)

分かりにくい制度であることと、その分かりにくい制度を国民に分かりやすく周知することがなされていないという 2 つの問題があるのではないか。

周知する場合、周知先として、都道府県労働局、安定所、事業主、受給者、

都道府県、市区町村といった色々な相手があるわけだが、どこが中心となって一生懸命やれば、現在の若干混乱している状況を、一番早く、分かりやすく周知できるのか。

イメージとして、どこがどんなふう動けば、改善されていくのか。どこがキーになればよいのか。

(新井局長)

古いのですが、私の記憶では、1歳で区切るという制度は、育児休業給付金だけではないのかと思います。

ただし、育児休業というものは、1歳以降も3歳くらいまで続くものとなっています。

したがって、市区町村としては、1歳の誕生日で区切るというのは、あまり興味がないのではないかと思います。

だからこそ、ここは、安定所が出張っていかなければならないのではないのかというのが私のイメージです。

(秋山座長)

民営の保育施設も該当するのか。

(事務局)

まず、松尾委員のご質問に答えさせていただきます。

厚生労働省は、都道府県労働局や安定所に対し、被保険者に代わって事業主が育児休業給付金の支給申請書を提出するよう、指導することを求めています。

厚生労働省としては、育児休業給付金の支給申請手続きの主体を事業主に求めているものと考えます。

したがって、事業主が受給者に育児休業給付金の支給の延長の手続きや要件をきちんと理解させる必要があり、そのためには、事業主が手続きや要件をきちんと理解しておく必要があります。

事業主が手続きや要件をきちんと理解するために安定所が事業主を指導する必要があるのではないかと考えます。

また、市区町村に対し、育児休業給付金の支給の延長に必要な書類の発行等、申請が円滑に行われるよう、保育所の入所手続き時に配慮を求めていく場合には、身近な安定所が一番良いのではないかと考えます。

次に、秋山座長のご質問に答えさせていただきます。

平成27年度から、認定こども園や家庭的保育事業も育児休業給付金の支給の延長の対象となっておりますが、手続きや要件は同じでございます。

したがって、今回の付議事案の説明においては、保育所を一つの例としてご説明をさせていただきました。

(江利川委員)

このような問題が生じている原因は、市区町村の保育所の入所期日の単位の区切り方と、育児休業給付金の支給を延長する場合の保育所の入所申込みの期日の区切り方とに齟齬があるからである。

沖縄では、沖縄行政評価事務所のあっせんに基づき、沖縄労働局が作成したチラシには、「入所申込時期や提出期限は市区町村により異なりますので、出産後早めに市区町村に確認してください」、「市区町村の取扱いにより、子が1歳以降にならなければ入所の申込みができない場合は、ハローワークにご相談ください」との表記がなされている。

つまり、二つの制度で齟齬がある部分については、早めに手当てすることによって、申請者（受給者）が実際上困らないようにすることがチラシに書かれている。

地方の一部の労働局において、このような改善策が講じられていることも、きちんと厚生労働省本省に言い、改善を求めていくほうがよい。

国として、少子化対策に取り組んでいる中で、本件について、育児休業給付金の支給の延長手続きや要件について周知の改善を求めることは非常に大切なことであり、申請者が2度、3度と手続きをやり直さないように、周知の改善を求めることも大切である。

(秋山座長)

育児休業給付金の支給の延長に関する相談に対し、関東管区行政評価局、九州管区行政評価局、沖縄行政評価事務所といった一部の地方支分部局では、関係する労働局に育児休業給付金の支給の延長の支給手続きや要件についての周知の徹底を求めるあっせんを行い、改善が行われている。

しかし、育児休業給付金の支給の延長に係る相談は、全国的に生じており、また、事務局によれば、改善が講じられたとする関東管区管内においても、12月にも新たに相談が寄せられているとしている。

全国ベースで改善を求めていくことは、意義があるのではないか。

推進会議としては、厚生労働省本省においては、相談の態様に応じて、具体的な周知方法の改善を図る必要があるのではないかと考える。その場合、三つの点を中心に改善を求めることが望ましいのではないかと考える。

一つ目は、事業主や受給者に対し、周知の徹底を図る。

二つ目は、都道府県や安定所を通じて、市区町村に対し、改めて手続きや要件についての周知や配慮を求める。

三つ目は、安定所は、引き続き、実態に応じた認定が行われるよう、必要に応じ関係機関に聴取する等の方法により、子が1歳の誕生日後に保育が行われていないことの確認を行う。

なお、育児休業給付金の支給の延長に係る制度については、色々と疑義が

あると思われるが、当面の措置として、周知の改善を図るということを妨げるものではないものと思われる。

以上の方向で、事務局に対応してもらおうということによろしいでしょうか。
(その他の委員)

異議なし。

② 後期高齢者医療等に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山座長)

法律改正により、遡及して減額賦課できる期間を2年としたのは、後期高齢者医療だけでなく、介護保険及び国民健康保険についても同じことなのか。

(事務局)

そのとおりです。

(秋山座長)

保険料の増額更正の遡及期間は2年ということか。

(事務局)

そのとおりです。

(秋山座長)

遡及期間が2年を超える増額賦課については、保険者が請求しなければよいわけであるから、手作業で簡単に仕分けができるということによいか。

(事務局)

そのとおりです。現に、2年を超えて遡及して減額賦課が行われている後期高齢者医療広域連合では、そのような対応が行われております。

(松尾委員)

疑問に思うのは、手作業とシステムとをうまく組み合わせて職員の負担もあまり生じさせずに行われている団体がある一方、システム改修に1,000万円を費やして対応している団体がある。この現状をみると、本件に対する対応としては、システム改修をせずに簡単に減額賦課が行われている現状があるわけである。

どこかの機関が、この現状を市区町村にきちんと知らせれば、市区町村は、無用の税金を使わずに対応できるのではないか。市区町村に適正な取扱

いを求めていくという方向性の中では、そんなにお金をかけずにやれている市区町村がかなりあるということを何らかの形で周知することも重要なのではないか。今後、対応しなければならない市区町村は多数に上るとみられるので、トータルとしては、かなりのお金の節約にもつながるのではないか。この点も見逃すことができない。

このような方向に物事を持っていくことについて、例えば、推進会議で議論により出てきた意見として、あっせんに含めることが妥当かどうか、事務局の意見を伺いたい。

(事務局)

厚生労働省は、保険料の賦課については、市区町村等の判断に委ねられているものであるとしていることを踏まえれば、保険料の減額賦課の取扱いの考え方を周知することが厚生労働省の採り得る方策であると考えています。

ただし、厚生労働省が市区町村に対し、どこまでの対応について周知するかについては、検討の余地があるのではないかと考えております。

例えば、当事務局が調べた結果、市区町村で工夫して対応している例を、あっせんに盛り込んで知らせるという余地はあろうかと思えます。

推進会議のご意見を踏まえ、事務局としても、遡及期間が2年を超えて減額賦課している市区町村の中にはシステムと手作業とを組み合わせで対応している例などを他の市区町村に知らせる余地がないかを検討したいと思えます。

(小早川委員)

システム改修が1,000万円といえ、低額といえれば低額とみられるが、1,000万円という額は、やはり、市区町村に取っては負担になるという見方もできるのではないか。

人手で対応できるというのであれば、実態において、減額賦課件数が少ないことはわかるが、減額賦課の対象者を抽出する場合、職員は、どのくらいの時間をかけて作業が行われているのか。

例えば、この作業のために特別の費用が発生しているのか。基礎的なデータがあれば、例えば、システム改修に1,000万円を要するとしても、それよりも、最も良い手段として、既存のシステムと手作業とを組み合わせれば、より説得力が増すのではないだろうか。

(事務局)

当室が確認した市では、介護保険料について、2年を超えて減額賦課する作

業は、毎月、市民税部局から入手した紙媒体の全住民の所得異動情報から対象者を抽出して行います。

この作業量について、市では、「職員1人が1日を要さず対応できており、非常勤職員を雇用したり、超過勤務が発生したことはない」と説明しています。ちなみに、平成26年度、市では、住民税部局から入手した紙媒体の所得の異動情報約6万件から2年を超えて遡及して減額賦課が必要なもの25件抽出しております。

また、その市では、当初、過去のものも含めて対応していたため、他の業務と兼務しながらで3か月ほど要したものの、超過勤務が発生するまでの作業量ではなかったと説明しています。

(秋山座長)

市としては、通常の介護保険の業務をしながら、手すきのときに職員が対応しているということであろう。

本件については、何日何時までに処理しなければいけないという期限が定まった事務ではない。ということであれば、やり方はいろいろとあるのであろうし、工夫しているところもあるのであろう。

事務局に、どういった市区町村では、どのように少ない負担で対応しているかといった情報を持っているのであれば、厚生労働省を通じて周知してもらうといったふうになっていくのであろう。

介護保険や国民健康保険については、保険者が市区町村なので数が多く、横の連携は取れていないであろう。しかし、後期高齢者医療広域連合は、都道府県単位と数が限られており、全国ベースの横並びの連絡会議があると思われるので、その席上を通じて、周知していくというやり方もあるのではないか。

情報提供については、あっせんにはなじみにくいとは思われるが、官庁間協力といった形で情報提供していくところに非常に意味があると思われる。

(小野委員)

今回の推進会議では、改善が必要かどうかを議論するだけでなく、もう一步踏み込んで、お金をかけないでやっているといった事例を紹介すべきであるといった点に踏み込んでどうかといった議論も出てきたと思う。

座長のお話を伺うと、お金をかけないで工夫を凝らしている市区町村の例を全国に周知してはどうかといった形で踏み込んでいくという理解でよろしいか。

(秋山座長)

大森前座長の例をみていると、あっせんという形式ではなく、推進会議で議論があつて、委員から強い意見があつたということに関係省庁に周知するという方法が非常に効果的であつたようである。その方向性が一つあるのではないだろうか。

(松尾委員)

そうですね。

(江利川委員)

私も、座長がまとめていただいた方向でよいと思います。

(秋山座長)

本件の減額賦課事由が生じている平成26年度までの後期高齢者医療等の保険料の遡及期間及び後期高齢者医療等の保険料の還付加算金の時効の適正な取扱いを改めて市区町村に周知するという方向であっせんするという形によるしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

③ 健康保険及び厚生年金保険の保険料納付に係る口座振替の取扱い

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山座長)

口座振替を行うことができない地方公共団体では、職員が、毎月いちいち銀行に出かけて手続をとらなければならない。それは、システム化が進んだ金融の世界では無駄な負担ではないかという気がするが、實際上、どの程度の地方公共団体や民間会社においてそうしたことが行われており、そのためにどの程度の負担が生じているのかということをもう少し調べたいというのが事務局の考えである。

本件について、委員から意見や質問等があればお願いします。

(各委員)

異議なし。

(秋山座長)

それでは、本件については、事務局において実態を調べてもらった上で、改善の余地について引き続き検討してもらうことにいたします。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(あっせん)

- ① 高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除
- ② 年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善
- ③ 年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進

(回 答)

- 国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減

以 上